

東京医療保健大学将来構想委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学は、将来構想の企画立案等について審議するため、将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 将来計画の企画立案に関する事項
- (2) 研究及び教育体制に関する事項
- (3) 組織及び運営に関する事項
- (4) その他将来構想に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学経営会議にて任命する専任教員
- (2) 大学経営会議室長
- (3) 事務局長

(委員の任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合には、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は大学経営会議にて任命する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務人事部で行う。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。